

(医療機関向け)

大津町ひとり親家庭等医療費助成の内容について

現行:償還払方式

受給資格者は、医療機関受診後、領収書または医療機関からの診療報酬証明書(助成申請書中央の証明欄に記載・押印)を持参し、大津町福祉課に申請手続きを行う。その後、自己負担額を除いた額は、申請した翌月に受給者の指定口座に振り込まれる。

令和6年11月診療分から

これまでの償還払方式に加え、現物給付方式を導入します。

※健康保険の種類によって内容が変わります。

健康保険の種類	支払方式	医療機関窓口での徴収額
国民健康保険 社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	現物給付方式 医療機関窓口ではひとり親医療費助成後の自己負担額まで支払う。	(自己負担額) 一部負担金の3分の1に相当する額 ※「大津町ひとり親家庭等医療費受給資格者証」(緑色)の確認をお願いします (公費負担番号の記載があります)。

医療機関等における取扱いについて

1 現物給付の条件

※現物給付は窓口での受給資格者証の提示が必要です。

重心医療について、現物給付ができるのは、下記の項目を全て満たす場合に限りです。

- ① **窓口負担額が 21,000 円未満のもの**
- ② **年齢が 70 歳未満の人**
- ③ 「**大津町ひとり親家庭等医療費受給資格者証**」(緑色)が発行されている者
(健康保険証が**後期高齢者医療保険の方は現物給付の対象外**です。)
- ④ 県内医療機関等での保険診療、保険調剤、訪問看護診療
※針灸あんまマッサージは現物給付の対象外です。
- ⑤ 医療機関の窓口で、受給資格者証と健康保険証やマイナンバーカードを提示した場合
(医療費が高額になる場合は、「**限度額認定証**」等のご確認もお願いします。)
- ⑥ 健康保険が適用されるもの

2 現物給付の対象とならないもの

次の場合は、現物給付の対象となりませんので、通常の保険診療等の取扱いをお願いします。

- ① **年齢が 70 歳以上の人**
- ② **窓口負担額が 21,000 円(診療点数の総点数が 7,000 点)以上のもの**
- ③ 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
(受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
- ④ 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合
(受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
- ⑤ 他の法律や制度で一部負担金が安くなる時(自立支援医療・特定疾病など)
- ⑥ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
- ⑦ 健康保険が適用されない場合

3 現物給付の場合のひとり親医療自己負担額の徴収

医療機関等の窓口では、保険診療の一部負担金額の 3 分の 1 の額(10 円未満は四捨五入した額)まで徴収し、保険診療の一部負担金額の 3 分の 2 の額(小数点以下は切り捨てた額)を、医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

4 請求の方法

ひとり親医療のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

【法別番号】 83 【公費負担番号】 83.43.079.3

5 他の公費負担医療制度との優先関係

従来どおり、ひとり親医療よりも自立支援医療(更生医療や精神通院医療)等の他の公費負担医療制度を優先して適用することとなります。

関係機関連絡先

■ レセプトに関するお問合せ

【社会保険分について】

社会保険診療報酬支払基金 九州審査事務センター熊本分室

〒860-8533 熊本市中央区本荘町667-1

TEL:[096-364-0105](tel:096-364-0105) FAX:096-364-9685

【国民健康保険分について】

熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号

医科審査課 [TEL:096-365-1383](tel:096-365-1383) 歯科調剤審査課 [TEL:096-365-1491](tel:096-365-1491)

■ 大津町ひとり親家庭等医療費助成に関するお問合せ

大津町 健康福祉部 福祉課 福祉係

〒869-1292 大津町大字大津1233番地

TEL:[096-293-3510](tel:096-293-3510)(課直通) FAX:096-292-1234